

長崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成 26 年 9 月 第 39 号)第 5 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり説明します。

1 施設の概要

(1) 設置者

名 称	宗教法人 お告げのマリア修道会
住 所	長崎市小江原 4 丁目 1 番 1 号
電話番号	電 話 095-846-8300 FAX 095-842-0079
代 表 者	代表役員 下窄 優美

(2) 施設

名 称	神ノ島愛児園		
住 所	長崎市神ノ島町 2 丁目 131 番地		
電話番号	電 話 095-865-1777 FAX 095-865-1997		
施 設 長	園 長 平山 富志子		
対象児童	子ども・子育て支援法の定めるところにより 2 号・3 号認定を受けた児童		
定 員	2 号認定 30 人 3 号認定 0 歳児 6 人 1・2 歳児 14 人		
開設年月日	昭和 23 年 6 月 30 日		
敷 地	敷地全体	1032, 82㎡	
	園 庭	219, 2㎡	
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート 2 階造	
	延べ面積	283, 653㎡	
	保育室等	乳 児 室 0 歳児	㎡
		ほふく室 1 歳児	38, 0 ㎡
		保 育 室 2 歳児	23, 055㎡
			3 歳児
4 歳児		35, 605㎡	
5 歳児	30, 36 ㎡		
そ の 他	医務室、便所、調理室、事務室、休憩室		
	合計	100, 058㎡	

2 保育の理念

お告げのマリア修道会を母体とする、宗教法人お告げのマリア修道会神の島愛児園は「互いに愛し合いなさい」とのカトリックの愛のところで、児童福祉法に基づき、保育を必要とする乳幼児の保育を行う。保育にあたっては子どもの人権や主体性を尊重し、児童の最善の幸福のために、保護者や地域社会と力を合わせ、児童の福祉を積極的に推進し、地域における家族援助を行う。

3 目的及び運営方針

保育方針は「保育所新保育指針」を基本とする。職員は豊かな愛情をもって、子どもや家庭に対して分けへだてなく保育を行い、人権を尊重し、プライバシーを保護することを第一義とし、保護者の意見や要望を真摯に傾聴して、よりよい保育のために努力、研鑽する。

★ 保育の目標 —こんな子供になってほしくて—

- ・ 神様と人や自然を大切にすること
- ・ 心も体も元気な子ども
- ・ 自分で考え、遊び、行動する子ども

★保育の基本方針 —こんな保育の考えで—

カトリックの園として、あたたかい関わり合いの中で一人一人を大切にします。

- 1, 神さまの存在に気づき、感謝する心を育む
- 2, 子ども一人ひとりのありのままを受け止める
- 3, 子どもの主体性を育む

4 職員の配置状況

職 種	人 数	正規職員	非正規	備 考
所 長	1	1		
保 育 士	13	5	6	パート2名を含む
調 理 員	3	0	1	パート2名を含む
用務員	0			

【勤務体制】

職 種	勤務時間帯
所 長	勤務時間帯 8:00~17:00
保 育 士	勤務時間帯 A 7:00~16:00
	B 7:00~16:00
	C 8:00~17:00
	D 8:30~17:30
	E 8:45~17:45
	F 9:30~18:30
	G 9:30~18:30
調 理 員	勤務時間帯 8:00~17:00

5 開所時間等

(1) 開所時間等

月曜日から土曜日

開所時間 7時00～18時30分

保育標準時間帯 7時00～18時00分

保育短時間帯 8時30～16時30分

※各時間帯を超えて、開所時間内のお預かりは延長保育となります。

開所時間を超えるお預かりはできませんので、ご了承ください。

(2) 休業日

- ① 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ② 日曜日
- ③ 年末年始 12月29日から12月31日まで
1月1日から1月3日まで

6 利用料金及び納付方法

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担

長崎市が定める利用者負担額（保育料）

原則、口座振替をお願いします。

(2) 延長保育料

○保育標準時間利用

夕 18時以降 15分毎に 100円 18時45分過ぎると500円

○保育短時間利用

朝 7時45分～8時30分 夕 16時30分～
17時15分（100円／15分）

朝 7時～7時45分 夕 17時15分～ 500円

*延長保育料が発生した際は、月末に精算し、次月初めに延長保育納入袋をお渡しします。

5日までに現金にて保育所へお支払いください。

(3) 副食費について

別紙参照（副食費に関する重要事項） 虹組進級時に配布

(4) その他実費に係る利用者負担等

(1) に掲げる保育料のほか、次に掲げる費用を実費負担していただきます。

- ・制服類、体操服、カラー帽子
- ・各年齢教材用品、手つなぎ（連絡帳）
- ・保険（スポーツ振興）
- ・行事に係る費用（以上児の主食費含む）

随時、園長が指定しますので、保育所へ現金にてお支払いください。

7 利用の終了について

以下の場合には教育・保育の提供を終了します。

- ① 利用児童が小学校に就学したとき
- ② 児童の保護者が子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ③ その他利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

8 嘱託医等

以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関名	猪狩 医院
院長名	猪狩 民生
所在地	長崎市小瀬戸町155番地
電話番号	095-865-1232

(2) 歯科

医療機関名	三浦 歯科 医院
院長名	三浦 義敬
所在地	長崎市小瀬戸町1006番地55
電話番号	095-865-2121

(3) 健康診断 年2回(4/19・10/18) 歯科検診 年1回(6/13)

(4) 検尿 3歳以上児 年1回(10/23)

9 緊急時の対応

お預かりしている児童に発熱・体調不良・怪我等の緊急事態が発生した場合は、保護者の指定(家庭生活調書に記載)する緊急連絡先へ速やかに連絡を行います。高熱(38.0度以上)の場合は早急にお迎えをお願いします。

緊急連絡先等へ連絡がつかなかった場合は、当園の嘱託医等に受診することがあります。

10 要望・苦情等に関する相談窓口

次のとおり、要望・苦情に係る窓口を設置しています。

当園における 相談窓口	受付担当者	角本 沙耶花
	利用時間	午前9時～午後5時
	電話番号	095-865-1777
	F A X	095-865-1997
第三者委員	木場田 友次	電話番号 095-865-0549
	中ノ瀬 満	電話番号 095-865-2139

※窓口のほかに、園内テラスに要望・苦情に係る「意見箱」ふくろうポストを設置しております。ご利用ください。

11 非常災害への対策

非常時の対応	別途定める消防計画書により対応します
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有
防犯設備	・防犯カメラ 有
避難・消火訓練	毎月1回
不審者訓練	年2回以上

12 利用者に対する保険等

保険の種類	日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」
	あいおいニッセイ同和損害保険
保険の内容	施設の管理下での災害に対する給付
保険金額	210円（年額予定）

13 避難情報発令時の対応

台風や大雨などにより避難警戒レベル 3 以上の避難情報等が発令された場合、長崎市の対応基準に従います。

別紙参照： 神ノ島愛児園非常災害時の対応

14 その他の留意事項

- ルクミー・・・園からの情報提供としてルクミーを使用します。毎月の園だより、献立、以上児クラスのおたより、園からのお知らせや休園等緊急連絡に使われます。確認後はクリックをお願いします。
- 駐車場・・・駐車場での事故・破損等については自己責任を原則とします。 駐車場での立ち話は事故につながりますので、ご遠慮ください。
- 降園時・・・事故防止の為、園の門を出るときは必ず、保護者同伴で降りてください。また、園の門を出入りするときは必ず、門扉上部の留め金を掛けてください。
- 保育中の電話連絡は、園長または電話を受けた職員が対応します。（保育士は保育業務中の為対応できません。）
- 土曜日の保育・・・仕事の方、やむを得ない事情の時にご利用ください。こどもとの触れ合いの時間としてお休みを提唱しています。
- クラス変更・・・園児数の変動、職員配置数により年度途中でもクラスの変更をお願いすることがあります。
- 乳児突然死症候群（SIDS）・・・「何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る原因のわからない病気で、窒息などの事故とは異なります。」
窒息等による事故には午睡チェック等を行い十分に配慮しているつもりですが、万一 SIDS による事故が発生した場合、園の責任によるものではないことを確認いたします。

